

公務員賠償責任保険に関するQ & A

Q

この保険の契約者は誰でしょうか？

A

大阪府職員生活協同組合が保険契約者となります。保険証券・約款は、大阪府職員生活協同組合が保管します。ご加入された方には個々に加入者証を発行しお届けします。

Q

この保険に加入することができる人は？

A

この保険に加入することができるのは、大阪府職員生活協同組合の組合員です。ただし、大阪府職員生活協同組合の組合員の方でも、特別職の方(副知事、副市長村長、教育長、定年再雇用嘱託、パート、アルバイトの方はご加入できません)と警察職の方は加入することはできませんのでご注意ください。

Q

今までこの保険に加入していましたが、このたび定年退職となり、嘱託として再任用されました。引続き大阪府職員生活協同組合の組合員ですが、保険契約は継続しないでおこうと思います。何か気をつける点がありますか？

A

退職等により継続契約(翌年度の契約)に加入されない場合であっても、解約が行われずに保険終期(7月1日)をむかえられた場合は、この保険期間の終了日から5年以内に提起された訴訟(この保険期間が終了する以前の行為に起因する訴訟に限りです。)を補償します。解約された場合は、解約された日以降に発生した損害賠償請求等は補償されません。

Q

今までこの保険に加入していましたが、保険期間中に定年退職となりますので、この保険を解約しようと考えています。何か気をつける点がありますか？

A

保険期間中に解約されますと、解約された日以降に発生した損害賠償請求等は補償されません。退職後も解約することなく、保険終期をむかえられた場合は退職日以前の行為に起因する損害賠償請求等が5年間補償されます。

Q

平成14年9月の地方自治法の改正により、住民訴訟の場合、地方公務員個人には争訟費用※は不要になったのではないのでしょうか？

A

平成14年9月の地方自治法の改正により、4号訴訟により地方公務員個人に対する住民訴訟が提起された場合、自治体の執行機関を被告として住民訴訟がおきますので、この訴訟では地方公務員個人の費用負担は不要になりました。しかし、地方公務員個人は、「正当な行為をおこなった」として住民と自治体の執行機関との間の訴訟に弁護士を雇い訴訟参加することができます。この争訟費用※は、この保険の対象となります。
※着手金・調査費用・交通費・諸経費等裁判の過程で必要になるもの、勝訴及び和解した場合の弁護士への成功報酬

Q

住民訴訟以外で、地方公務員個人が訴えられることがあるのですか？

A

あります。「窓口対応が悪い」、「説明不足である」等を理由に「名誉を毀損された」として慰謝料請求訴訟がなされた事例がありました。また、地方公務員の不作為を原因とする訴訟もあります。最近では、本来想定していなかった地方公務員個人に対する不法行為責任等による訴訟が提起されることもあるようです。地方公務員個人に対する争訟費用は、地方自治体が負担することが難しいため、この保険に加入する地方公務員は増えています。なお、刑事訴訟の争訟費用は補償の対象外となりますのでご注意ください。

Q

医療行為に起因する損害賠償請求等も補償の対象となりますか？

A

公立病院等に勤務する医療専門職の方々も大阪府職員生活協同組合の組合員であれば加入できますが、医療行為の遂行に起因して発生した身体の障害については補償対象外となります。

Q

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントで訴訟を提起された場合は補償されますか？

A

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントを受けたとして訴訟を提起された場合、損害賠償金、争訟費用を補償します。

Q

過去の公務に起因して発生した訴訟は補償されますか？

A

加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、訴訟が提起された場合も補償の対象となります。ただし、既に提起されている損害賠償請求等や損害賠償請求等がなされたことを知っている場合は、補償対象外となる場合がありますのでご注意ください。

Q

地方自治法第243条の2の2第3項(職員の賠償責任)による賠償命令は補償されますか？

A

補償の対象となります。ただし、保険金をお支払いできない事由に該当しない場合に限りです。具体的には、府民から窓口へ納付のあった公金を紛失した場合などに該当します。

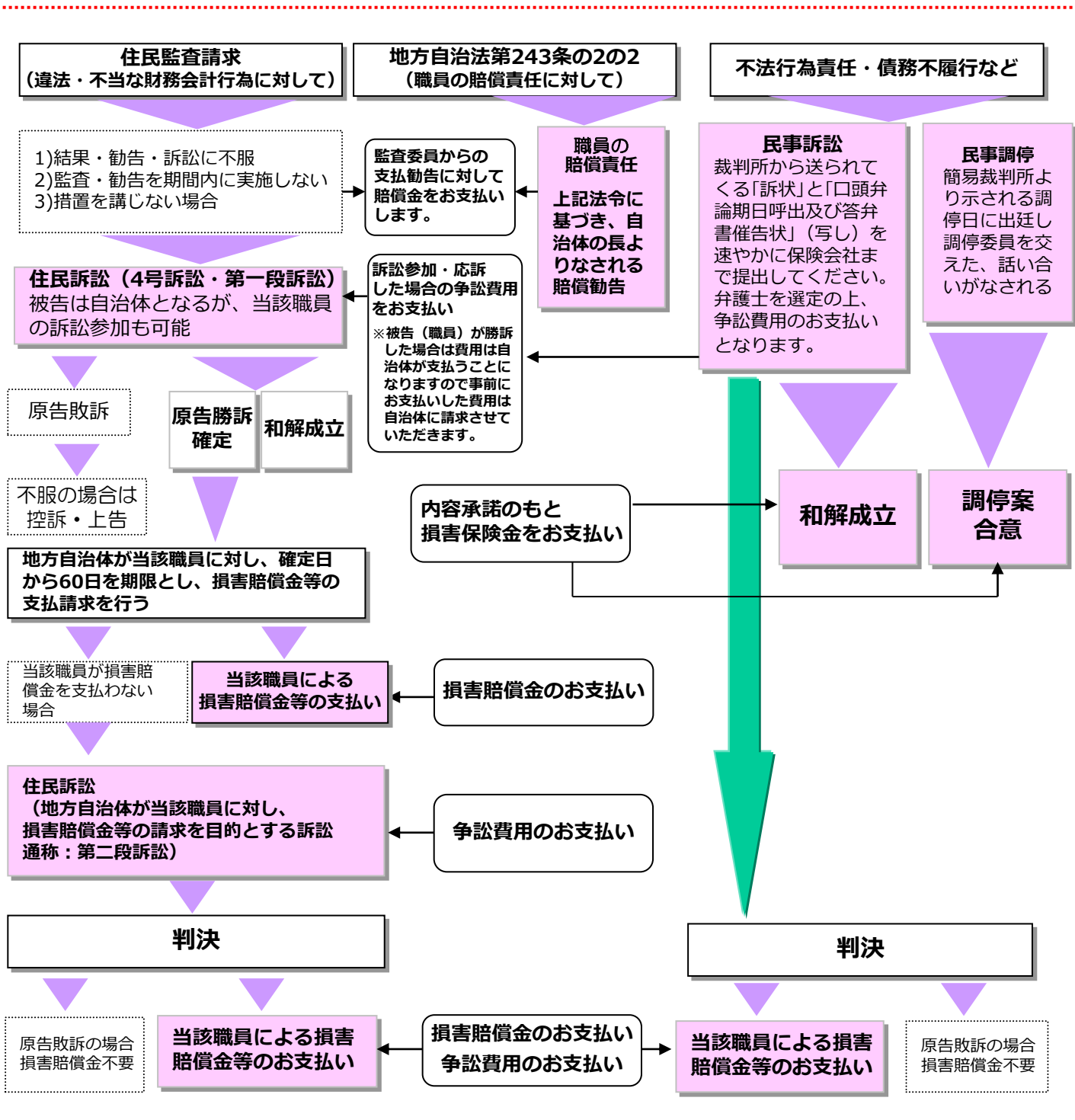
Q

学校の運動部顧問がしごきにより損害賠償請求がなされた場合は補償されますか？

A

教員職の場合は、体罰、しごきに起因する法律上の損害賠償金および法律上の返還金の損害は補償されません。ただし、争訟費用については、補償の対象となります。

各訴訟と支払保険金の流れ



このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「公務員賠償責任保険のご案内」パンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ 取扱幹事代理店 ■
有限会社 梅商
 〒151-0072
 東京都渋谷区幡ヶ谷1-1-2
 朝日生命ビル7F
TEL:0120-764-167
FAX:0120-764-168

■ 非幹事代理店 ■
有限会社 大阪エイドセンター
 〒540-0008
 大阪市中央区大手前3-1-43
 大阪府新別館北館 地下1階
TEL:06-6942-0198

■ 引受保険会社 ■
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
関西企業営業第一部 営業第一課
 〒530-8555 大阪市北区西天満4-15-10
TEL:050-3461-0077
FAX:06-6363-7717